(二)　平成二十八年七月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十八年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十七年七月十五日から平成二十八年一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

(二)　平成二十七年七月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第二百二十八号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第五条の規定により、次に掲げる資格を、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格として登録したので、同告示第十四条第一項第一号の規定により、公示する。

平成二十七年二月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録年月日　平成二十七年一月二十六日

(二)　登録番号　品確技資第一号

(三)　資格の名称　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　砂防設備

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会

・代表者の氏名　大島　一哉

・住所　東京都千代田区三番町一番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）

・所在地　東京都千代田区三番町一番地

二(一)　登録年月日　平成二十七年一月二十六日

(二)　登録番号　品確技資第二号

(三)　資格の名称　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　地すべり防止施設

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会

・代表者の氏名　大島　一哉

・住所　東京都千代田区三番町一番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）

・所在地　東京都千代田区三番町一番地

三(一)　登録年月日　平成二十七年一月二十六日

(二)　登録番号　品確技資第三号

(三)　資格の名称　地すべり防止工事士

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　地すべり防止施設

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般社団法人斜面防災対策技術協会

・代表者の氏名　奥山　和彦

・住所　東京都港区新橋六丁目十二番七号新橋ＳＤビル六階

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　一般社団法人斜面防災対策技術協会

・所在地　東京都港区新橋六丁目十二番七号新橋ＳＤビル六階

四(一)　登録年月日　平成二十七年一月二十六日

(二)　登録番号　品確技資第四号

(三)　資格の名称　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　急傾斜地崩壊防止施設

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会

・代表者の氏名　大島　一哉

・住所　東京都千代田区三番町一番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）

・所在地　東京都千代田区三番町一番地

五(一)　登録年月日　平成二十七年一月二十六日

(二)　登録番号　品確技資第五号

(三)　資格の名称　海洋・港湾構造物維持管理士